

「行政書士法人なか」より 法改正のお知らせ

平成 30 年 4 月 29 日

沖縄県那覇市壺川 1-4-15

行政書士法人 なか

I. 経営事項審査改正情報

5/17(木)に研修会を予定しています。

平成 30 年 4 月 1 日より、経営事項審査の審査項目及び基準等が下記の通り改正されます。

≫ 沖縄県 H P ≪

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kensetsu/keisin-top.html>

1. 防災活動への貢献状況の加点(W3) ↑

建設業者の、「地域の守り手」としての役割を評価し、防災協定締結業者への
加点を現行の **15 点から 20 点に拡大!!** → **P 点で約 7 点 UP**



2. 建設機械保有状況の加点の見直し(W7)

・ **1 台目に 5 点加算!!** 下表「評点(新)」参照。 (上限値は変わらず 15 点)

台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
評点(旧)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
評点(新)	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

・ 営業用ダンプトラックも建設業用(車検証備考欄の※表示にて確認)は評価対象!

→ 今回からの対応で、その※表示の為には陸運事務所への変更届が必要です。(当所でも対応可能)

3. W点(社会性等)のボトムの撤廃

社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化、未加入の場合はマイナス点となります。

再審査申請のご案内

上記の改正により総合評定値がアップしますので、これから申請する
11・12 月決算を除き、再審査申請が可能です。

ご希望の場合はご連絡下さい。(有料)

I. 電子入札導入の義務化 !!

沖縄県入札参加資格申請において H 31・32 年度(次回の申請)より、全業者に電子入札の導入が
義務付けられることになっており、対応していなければ 入札に参加することが出来なくなります。

当所でも電子入札の導入サポートを承っております。お早めにご連絡下さい。

ご質問等はお気軽に



T E L 098-855-7003

F A X 098-855-7005